

民主制のコミュニケーション論的転回とその帰結

—ハーバーマスによる政治なるものの再構築—

Communicative Turn of Democracy and its Cosequence:
Reconstruction of the Political by Habermas

高橋良輔*

はじめに —民主化の時代?—

- (1) 政治的決定と倫理の浸透圧
- (2) 自由主義と共和主義の政治モデル
- (3) 民主制のコミュニケーション論的転回
- (4) 合法性と正統性のパラドクス
- (5) 流動化する主権

むすび —主権と人権の宥和にむけて—

参考文献

はじめに —民主化の時代?—

2006年11月30日、麻生太郎外務大臣は、日本国際問題研究所におけるセミナーにおいて「自由と繁栄の弧をつくる—拡がる日本外交の地平—」と題する講演を行なった¹。この講演では、日米同盟の強化や中国・韓国・ロシアなどの近隣諸国との関係強化といった従来の外交姿勢に加えて、新たに「価値の外交 value oriented diplomacy」と「自由と繁栄の弧 the arc of freedom and prosperity」という日本外交のビジョンが打ち出されている。麻生大臣によれば、「価値の外交」とは、民主主義・自由・人権・法の支配・市場経済を普遍的価値と位置づけ、それらを重視する日本の外交姿勢を示し、また「自由と繁栄の弧」は、ユーラシア大陸の外周に成長してきた新興民主主義国を帯のようにつ

なぐことで、豊かで安定した地域を形成する決意を表わしている。それは、日本が民主主義・平和・自由・人権といった普遍的価値について「価値の外交」を行なう資格を持つことを宣言し、さらに新たに民主主義という「終わりのないマラソン」を走り始めた各国の「伴走ランナー」を務めることを公約するものであった。

なるほどこの演説で示されたように、冷戦の終焉から20年が経とうとしている現在も、なお各国における民主主義の定着が国際的な重要課題であることを疑う者はいないだろう。しかし、この「終わりのないマラソン」がいかなるレースなのか、どのようなゴールが目指されるべきかは、必ずしも自明ではない。かつてウィンストン・チャーチルは、「実のところ、民主制は最悪の政治体制だが、それはこれまで試みられてきた他のすべての体制を除けばのことだ²」と皮肉たっぷりに語ったが、政治体制としての民主制がいかにあるべきかについては、今日もなお普遍的な見解が存在しているとは言い難い。

例えば、民主主義と全体主義の二分法のあいだに新たに権威主義体制を見出したリンス（Juan J. Linz）は、ステパン（Alfred Stepan）とともに比較政治学の観点から民主制への移行を研究し、民主化を選挙の実施に還元する見方に反駁している。彼らによれば、民主制の定着には、①自由で活力のある市民社会 ②相対的に自律的で価値がある政治社会 ③市民の自由

* たかはし・りょうすけ 埼玉大学教養学部非常勤講師
国際政治哲学

や独立した結社に保護をもたらす法の支配 ④ 新たな民主的政府に有用な国家官僚 ⑤適切に制度化された経済社会 という相互に関連した五つの社会的インフラストラクチャーが必要である。これらの領域が互いに補完的に機能するとき、はじめて民主制は、社会的・制度的・心理的に「街で唯一のゲーム」となる³。

そして同時に彼らは、こうした民主制をめぐる理論的研究のなかで、しばしば国家性(stateness)の問題が軽視されてきたことを指摘する⁴。民主制が現代国家の統治形態の一つである以上、国家なしに現代民主主義は成立しない。民主制の定義には、政府を作り出す手続きをめぐる領域内市民の合意が含まれており、市民に対する服従の要求はこの手続きを通じて正統化されねばならない。「かくして、民主主義理論にとって鍵となる変数は、領域単位の範囲と広がり、将来の再構築に関して正統な決定を行なう適切な実体として、居住者がどの程度受け入れるかという点⁵」にある。すなわち民主主義の定着をめぐる問題は、民主制がいかなる手続きによって正統化されるのかという問いを、あらためてわれわれに突きつけるのである。

それゆえ本稿では、現在、広範な議論を引き起こしている協議民主制(deliberative democracy)を早くから提唱してきたユルゲン・ハーバーマス(Jürgen Habermas 1929-)の協議的政治モデルの検証を通じて、この問題に接近したい。以下では、まず(1)政治的決定における倫理の浸透圧の問題をとりあげたうえで、(2)ハーバーマスが自由主義・共和主義の政治モデルをいかに把握しているかを明らかにする。(3)彼によれば、今日これらの政治モデルはそれぞれ原理的な限界を露呈しており、むしろ「政治的なもの the Political」の根底にあるコミュニケーションの観点からの止揚が必要である。(4)ここに見出される民主制のコミュニ

ケーション論的転回は、従来考えられてきた政治的—法的決定の正統性と合法性の関係にある種のパラドクスをもたらし、(5)近代においてもっとも強力な政治概念の一つであった主権について、まったく新しい見方が提示されることになる。主権国家が「民主主義の必要条件」だとすれば⁶、今日なお国家の正統性の問題を避けて通ることはできない。むすびでは、民主化のプロセスにおいてしばしば衝突が生じる国家の主権と個人の人権との関係について、ハーバーマスの協議的政治モデルによる検討を行なう。いみじくも麻生大臣が語ったように、民主化の問題が「終わりのないマラソン」だとすれば、民主制についてすでに長い経験を蓄積してきたわれわれもまた、単なる伴走者ではなく、むしろその走者の一人なのである。

(1) 政治的決定と倫理の浸透圧

1990年代に展開された多文化主義をめぐる論争のなかで、ハーバーマスは多文化社会の基盤を個人か共同体かの二者択一に求めることを回避し、むしろ公私双方の自律性を一体のものとして実現する民主的法治国家のポテンシャルに目を向けている⁷。そこでは、諸個人の基本権の保証が文化の保存を要求する集団的権利に優先され、「差異をめぐる政治」よりはむしろ「普遍主義的な政治」のモデルが優位に置かれていた。だがその一方で、社会における相互承認のプロセスを重視するとき、民主的法治国家における政治—法秩序への倫理の浸透は決して完全に遮断することができないこともまた事実であろう⁸。たしかにいかなる政治的決定や法制定も、ある特定の人々によって決定され、画定された地域に住まう人々をその宛先としている以上、社会の政治—法秩序には一般的に普遍化が可能な道徳的目標だけではなく、さらに個別具体的な特殊性をもった倫理的目標も反映さ

れる⁹。この意味では、人々が自ら制定する実定法から構成された法秩序は、決して純粋に形式的な普遍性を示すものではなく、立法者の局所的でもありうる自己理解も表象する。このためハーバーマスは、具体的な法規範の性質を次のように道徳規範の抽象性から区別する。

・・・言語能力と行為能力をもつ主体間にあらゆる相互行為を規制する道徳規範とは違って、法規範は特定の社会での具体的行為連関に関わるからである。法規範は局所的な立法者の決定から生じ、地理的に規定された国家領域内部で、社会的に限定された国家構成員の集団に対して適用される。この十分明確に規定された国家領域の内部で、法規範は、国家として組織された社会に影響を与える政治的決定を、集团的拘束力をもつプログラムの形式にするのである。(Habermas[1997 253=2004 :247])

法規範によって規制される諸々の社会問題は、ある特定の地域・歴史・人々が構成する具体的な文脈のなかで生起する。つまり一般的で普遍的な道徳問題とは異なり、問題が具体的であればあるほど、それを規制する法規範も関係する集団の自己理解を迂回することができなくなる。

「したがってどんな法秩序も、ただ基本権の普遍的内容を反映するだけでなく、特定の生活様式の表現でもある¹⁰」。法が規範的拘束力をもつためには、政治的立法者の合理的意見形成・意志形成のプロセスにおいて、道徳的吟味や実用的考慮とともに倫理的根拠が召喚される必要があった。

もっとも、高度に複合化した近代社会では、局所的なアイデンティティはただ集団の不安感を暫定的に埋め合わせるだけであり、将来にわたって社会の安定を保証することはできない。だが、〈いま〉・〈ここで〉・〈誰か〉によって政治的決定が行なわれ、法規範が制定される

とき、具体的な自己理解を反映した倫理的—政治的問いは意見形成・意志形成のプロセスに不可欠の要素となる。それぞれの自己理解は、経験的にも規範的にも偶発的に形成されているが、まさにこの具体的な歴史の文脈と地域の局所性のもとでこそ、法の起草者と受け手の範囲が画定される。

国家人民 (Staatsvolk) の社会的境界は、諸権利の体系や法治国家の諸原理の外部にある歴史的状況から生じる。それは一つの領土とともに生活し、憲法によって、すなわち自らの共同生活を実定法によって正統に規制しようとする国家創設世代の決定に拘束されている人々の総体を規定する。その子孫として、国家人民は暗黙のうちに (移住してきた国家市民は明示的に) 既存の憲法プロジェクトの継続に同意している。どの時点で国家人民を構成している人々も、——たとえ出自の伝統から解放されていても——社会化のプロセスと同時に自らのアイデンティティを形成する文化的な生活様式を通して、自らを具現化していることになる。(Habermas[1997 255=2004 :249])

かつてヴァイマル共和国で社会的法治国家の理念を提示したヘルマン・ヘラーは、国家の内部で法秩序を受容している諸個人それぞれに「国家への具体的意志」を見出していた¹¹。これと同じく、ハーバーマスもまた国家人民の日常実践のなかに既存の憲法秩序への暗黙の同意を見出しているのである。

もちろんすでにヘラーも気づいていたように、歴史の文脈のなかで形成と変容を続けていく人々の倫理的な自己理解は、静態的なものではない。このためハーバーマスは、一方で諸個人の人格をさまざまな文化・伝統・経験・生活連関が合流するひとつの結節点として把握し、他方で集団の倫理的—政治的自己認識を文化的な

人口構成の変動ともなって変容し続ける「地平」になぞらえている。

人々はより正確には、人々の人格構造は、文化と伝統との、また相互主観的に共有される経験と生活連関とのネットワークの、いわば結節点をなしているのである。そしてこの文脈が、国家市民が望むか否かに関わらず、自らの倫理的—政治的自己理解討議を遂行する地平である。もし市民の総体が変わるなら、この地平も変わり、同じ問いに対して違った討議が行なわれ、違った結果が目指されることになる。

(Habermas[1997 255=2004 :249])

たしかに、普遍的内容をもつ権利の理論といえども、人々が国家の法秩序のなかで自らの善の構想を主張することを禁止できない。同時に民主的法治国家では、市民が他の生活様式を抑圧したり、同化させて、自らの特定の生活様式に特権を与えることも許されないのである。具体的な「善き生活」のイメージは、変動する人口構成と繰り返される自己理解のための討議のなかで共有されるとともに、不断に修正もされながら、生活連関の文脈へと浸透していく。

この意味では、たとえ普遍主義的な憲法への愛着を政治文化とする政治—法秩序であっても、そこにはつねに人々の倫理的自己理解が反映されることになる。「闘争の誘因となるのは、国法秩序の倫理的中立性ではなく、法社会や基本権実現のあらゆる民主的プロセスへの不可避な倫理の浸透である¹²⁾」。こうしてハーバーマスにとって、主権国家と文化的多様性との間に生じる摩擦は、普遍主義的な法秩序と倫理的自己理解の浸透との宥和の問題に他ならなかった。

(2) 自由主義と共和主義の政治モデル

このように、民主的法治国家のもとで基本権の普遍的内容と政治—法秩序へ浸透する倫理的

自己理解とを調和させようとするとき、問題となるのが、ここに異なる政治モデルが想定されていることである。ハーバーマスによれば、この普遍主義と特殊主義の相違は、従来の自由主義的政治モデルと共和主義的政治モデルの差異に表れている。すでに、リベラル vs. コミュニタリアン論争のなかで対置された自由主義と共和主義の政治モデルでは、民主的プロセスの役割めぐって明らかな差異があり、①国家市民についての構想 ②法概念そのものの把握 を経て、政治プロセスそれ自体についての見解の不一致が生じていた。

まず自由主義的な政理解においては、民主的プロセスの課題は、「国家を社会の利害関心に沿ってプログラムすること¹³⁾」である。ここでは、国家は集团的目標の達成を目指して行政権力を使用する公的機関とみなされ、社会は市場経済と社会的労働を通じて私人が自己利益を追求する経済社会として表象される。つまり国家と社会は、公的領域と私的領域に区分され、政治にはこの二つの領域の活動を媒介しつつ、国家を社会に繋ぎとめる役割が割り当てられる¹⁴⁾。このとき、市民 (Bürger) とは、法により定められた範囲内で私的利害を追い求める私人、言い換えれば社会市民 (Gesellschaftsbürger) に他ならない。彼らが持っている主体的権利は、法によって定められた範囲内で外的強制を受けずに私的利害を追求する権利として意識され、あくまで消極的自由を保証するものとして構成されていた¹⁵⁾。

このため、自由主義的な法秩序は、個人の主体的権利の集積に他ならない。それは個々の場合に私人がどのような権利を持っているのかを確定することによって、各々の法人格の消極的自由を保証する¹⁶⁾。すでにジョン・ロック (John Locke 1632-1704) の所有権をめぐる政治哲学に象徴されていたように、自由主義的な政治モデ

ルでは、政治的権利は市民に自らの私的利益を実現する可能性を与えてきた¹⁷。そのためここから導出される政治概念をハーバーマスは次のように描写する。

その際政治的権利は、最終的には選挙、議会の構成および政府の形成を通じて自分と他者の私的利益を行政に影響を与える政治的意志へとまとめるために行使されるものなのである。こうして市民は国家市民 (Staatsbürger) の役割を通じて、社会市民の利害関心に沿うように国家権力 (die Staatsgewalt) をコントロールする。
(Habermas [1997 : 279 = 2004 : 272])

公的国家和私的社會が分離されるとき、市民の意志形成が行なわれる政治プロセスは社会の私的利益関心を集束し貫徹する経路と見なされ、政治にも国家組織を社会の私的要求につなぎとめる役割が期待される。このとき国家の存在の正当性 (Die Existenzberechtigung des Staates) は、まずなによりも平等な個人の主体的権利を守ることであり¹⁸、その意義も諸個人の自由な活動の圏域の維持に見出されていた。

だが他方で、共和主義的な政治理解では、「…政治はそのような媒介機能のみに尽きるものではなく、むしろ社会化のプロセス全般の土台となるものである¹⁹」。ここでは、民主的プロセスは国家市民が相互主観的な承認関係を自覚的に拡大・浸透させ、共同体の構成員を社会化していくプロセスに他ならない。こうした社会化の達成には、国家の行政機構からもまた市場の私的流通メカニズムからも独立した人々の相互承認関係が必要である。社会統合の基盤は、国家機関が行使する行政権力や市場における自己利益にではなく、人々が自覚的に取り結ぶ連帯 (Solidarität) に見出される²⁰。このとき、市民の地位は国家の行政機構のクライアントではなく、また市場において私的利益を追求する存在

でもなく、むしろ共同の実践へ参加する国家市民として表象された。ルソーが『社会契約論』で示したように、市民の地位は、外的強制からの自由にとどまるものではなく、市民自身が望む共同体を形成する積極的自由へと結びつく²¹。ここにおいて、共同の実践への参加を保証する参政権とコミュニケーション権こそが、市民の権利の本質とみなされるのである²²。

このため共和主義のもとでは、「積極的自由と解釈される選挙権は、権利一般のパラダイムとなる²³」。選挙権はただ個人の自己決定だけではなく、平等な権利者が構成する共同体への所属と結びついている。そこに形成される客観的法内容は、私的利益追求の保証以上のものとして個々人の権利に優先され、むしろ主体的権利の根拠自体が共同体の客観的法秩序に求められるだろう²⁴。この法秩序は、自由で平等な市民が相互の尊重に基づいて形成する共同生活を表現し、またその不可侵性を保証する²⁵。それゆえハーバーマスは、共和主義の政治概念を次のようにまとめるのである。

政治は倫理的な生活連関の反省形式として把握される。つまり政治は、自生的連帯社会の構成員が自分たちの相互依存を意識し、国家市民として意図的かつ自覚的に、既存の相互承認関係を自由平等な法仲間へと発展させ、整備していく媒体となるものである。

(Habermas [1997 : 277f = 2004 : 271])

ここでは、国家はもはや人々の自生的連帯社会 (naturwüchsige Solidargemeinschaft) から分離されてはいない。国家権力はそれ単体で自律性をもたず、むしろ市民がコミュニケーションを通じて行なう自己決定の実践に起源をもつ²⁶。かつてヘーゲルは、一般的究極的目的と諸個人の特権利益とが統一される現実態として、近代国家の卓越性を主張したが²⁷、共和主義的な理解

でも、政治とは市民の相互承認関係を発展させることであり、国家の存在の正当性もまた、国家市民の意見形成・意志形成のプロセスを包括的に保証するところに見出されていた²⁸。

こうしてハーバーマスによれば、従来の自由主義と共和主義のあいだには民主的プロセス・市民の地位・法秩序をめぐる見解の相違がある。まさにこのために、政治プロセスそれ自体への評価も、両者ではまったく異なる位相を示すのである。

自由主義的見解によれば、政治の本質は行政権力を意のままに行使しうる地位をめぐる闘争とされる。公共圏および議会における政治的意見形成・意志形成プロセスは、権力地位の維持や獲得を目指して戦略的に行為する諸集団によって形づくられる。そしてその成果は、投票結果によって数量化される市民の人およびプログラムに対する同意によって判定される。

(Habermas[1997 :282=2004 :274])

選挙において、市民の判断は投票メカニズムを経由して数量的に表現されるが、そこでは投票行動が人々の選好を数量化する点で市場における成果志向の選択行為と同じ構造をもつ。自由主義の政治モデルでは、一方には互いに争う諸政党、また他方には選択を行なう市民たちが存在し、両者がともに成果志向的に行為する。たしかに成果獲得を求める投票のインプットと権力のアウトプットとがともに数量化されるとき、そこでの政治理解は等価交換を旨とする市場パラダイムに準拠することになる²⁹。つまり自由主義においては、政治のプロセスは市場における私的利益追求との類推から規定されるのである。

だがこれに対して共和主義のモデルでは、人々の判断が抽象化され、数値化されてしまうような選挙には二義的な価値しか見出されない。

むしろそこでは、多数決の結果よりも、人々がコミュニケーションを通じて価値判断を形成するプロセスこそが重要である。

共和主義的見解では、公共圏および議会における政治的意見形成・意志形成は、市場プロセスの構造に従うのではなく、了解を志向する公共的コミュニケーションの強情な構造に従う。したがって国家市民的自己決定の実践という意味での政治にとって、パラダイムとなるのは市場ではなく対話である。この観点からは、政治的コミュニケーションを通して討議的に形成された多数意見として生まれるコミュニケーション権力と国家機構の意のままになる行政権力との間には構造的違いがある。また国家権力の地位を目指して競う諸政党も、協議的スタイルと政治的討議の強情さに従わなければならない。

(Habermas[1997 :282=2004 :275])

共和主義的な理解によれば、政治的論争の意義は成果獲得や権力地位の獲得に還元しきれない。むしろ投票に先立って行なわれる意見交換こそが、人々の自己決定を形成するうえで本質的な意義をもつ。言い換えれば、投票の結果ではなく政治的討議のプロセスにおいて社会的協同が形づくられるときにはじめて、政治的決定の正統性が生じる。ここでは、政治のプロセスは説得や合意を導き出す対話との類推から構成され、そうした対話遂行の圧力は、政治のスタイルにまで浸透する。

このように見るならば、コミュニケーション論の導入により独自の政治-社会哲学を展開してきたハーバーマスが、対話と相互承認関係を重視する共和主義モデルを高く評価するのは当然であろう。個人の効用最大化を目指す市場モデルとの類推を許す自由主義モデルに比べると、集団のアイデンティティ形成を視野に入れた共

和主義モデルは民主制の潜勢力をいっそう深く把握させる。だが同時に、彼は、文化の存続保護をめぐるコミュニタリアニズムのパターンリズムをはっきりと拒否してもきた。それというのもハーバーマスは、共和主義の利点と弱点を次のように考えていたからである。

共和主義モデルの利点は、集团的目的の追求を対立競合する私的利害間の「取引」に還元してしまうことなく、コミュニケーションを介してまとまる市民による社会の自己組織化を目指すという点でラディカル民主主義の意義を堅持しているところにあると思う。また弱点はあまりにも理想主義的で、民主的プロセスを共通善志向の国家市民の徳に依存させてしまうところにあると思う。というも政治は決して倫理的自己理解の問題からのみなるものではないし、またそれが第一の問題となるわけでもないからである。共和主義モデルの誤りは政治的討議を倫理上の問題にまで狭めてしまう点にある。

(Habermas[1997 :283=2004 :276])

たしかに共和主義モデルは、私人のあいだの権力闘争というパースペクティブから政治の概念を救い出し、その根底に埋もれている倫理的意義を想起させる。だが、あまりにも強いその倫理的志向性は、政治的討議の多面性を十分に捕捉することを妨げてしまう。(表1を参照)

なるほど民主的法治国家観のもとでは、私的自律と公的自律、すなわち自由主義的な個人の基本権と共和主義的な自己決定権とは、人々の自律性の観点から一体のものとして保証されなくてはならない。だが従来の自由主義と共和主義の政治モデルでは、こうした自律性の二つの側面は引き裂かれている。まさにこのために、彼は両者を再び統合し、討議理論の観点から民主制の第三のモデルを構想するのである。

(3)民主制のコミュニケーション論的転回

こうしてハーバーマスが、人々の私的自律と公的自律の媒介のために提示したのが、協議的政治 (deliberative Politik) の構想である³⁰。そこ

(表1) 自由主義と共和主義の政治モデル

	民主的プロセス	市民の地位	法秩序の意義
自由主義	社会の利害関心に沿った 国家のプログラミング	私的な利害関心を追求する 社会市民(Gesellschaftsbürger)	個人の主体的権利の集積 (消極的自由の保証)
	(国家と社会の関係) 公的機関としての国家と私的領域としての経済社会の分離		
	(政治の位相=道具的政治) 行政権力の行使のための地位をめぐる闘争 数量化された投票結果による判定 (市場における等価交換とのアナロジー)		
共和主義	共同体の構成員の社会化	連帯して共同実践に参加する 国家市民(Staatsbürger)	相互承認関係・共同生活の表現 (積極的自由の実現)
	(国家と社会の関係) 国家と自生的連帯社会との一致		
	(政治の位相=対話的政治) 国家市民の自己決定の実践 対話を介してまとまる市民による社会の自己組織化 (倫理的対話とのアナロジー)		

(筆者作成)

では、自由主義から帰結する道具的政治と共和主義のもとで導出される対話的政治それぞれに内包されたコミュニケーション形式が抽出され、その双方を結合することによって民主制の概念がコミュニケーション論的に転回される。討議理論のもとで形成されるその政治観を彼は次のように示している。

協議的政治の概念は、多様なコミュニケーション形式を考慮に入れて、はじめて経験とのつながりを獲得できる。というのも共同意志は、倫理的自己理解への途上でだけ形成されるのではなく、利害調整および妥協、目的合理的な手段選択、道徳的基礎づけおよび法的の一貫性の吟味によっても形成されるからである。…(中略)…対話的政治と道具的政治は、それぞれに対応するコミュニケーション形式が十分に制度化されるなら、協議という媒介によって組み合わせられることになる。このように、すべては制度化された意見形成・意志形成に正統化の力を与えるコミュニケーションの諸条件および手続きにかかっている。

(Habermas[1997 :284f=2004 :277])

たしかに、広義の政治は、倫理的に形成されるだけでなく、ときに戦略的妥協形成として、また別のときには道徳的判断として営まれるだろう。こうした政治プロセスの多面性のもとでは、さまざまなコミュニケーション形式を通じて共同意志が形成される。つまり政治的コミュニケーションは、あるときには自らのアイデンティティと善き生活の理解をめぐる倫理的討議、またあるときにはそれぞれの利害の拮抗や採られるべき手段の調整をめぐる妥協形成、さらに他のときには規範や法の不偏不党性についての道徳的基礎づけというかたちで遂行される。このような政治の多義性を一面化せずに把握するためには、共同意志の形成を目指すさまざまな

協議様式を包含する政治概念が必要なのである。

もちろんハーバーマスによれば、市場と対話をパラダイムとする従来の二つの政治モデルにおいても、市民の意見形成・意志形成にはそれぞれ特徴的なコミュニケーション形式が埋め込まれている³⁾。一方の自由主義的見解では、政治的コミュニケーションには私人たちの利害関係めぐる妥協を形成する役割が割り当てられ、そのためのルールが自由主義的な憲法原則によって規定された。また他方で共和主義的見解では、政治的コミュニケーションには倫理的自己理解の形成が期待され、共同体の創設にまでさかのぼる文化的想起がその枠組みを画定した。こうしてコミュニケーション論の観点から二つの政治モデルを見直すとき、そこでは市民の意見形成・意志形成が行なわれるコミュニケーションこそ、政治プロセスにおいて構成的であるという事態が浮かび上がってくる。

このためハーバーマスは、その目的や枠組み、導き出される合意の次元が異なっているにも関わらず、コミュニケーション論の観点から二つの政治モデルを統合し、次のように述べる。

討議理論は、この両見解を取り入れ、審議および決定の理想的手続き概念のうちで両者を統合する。その場合、民主的手続き(demokratisches Verfahren)は、審議(Verhandlungen)、自己理解討議および正義の討議(Selbstverständigungs-Gerechtigkeitsdiskursen)の間に内的つながりを確立し、手続き条件を明確にすることによって、理性的な結果、つまり公正な結果が導き出されるという推定に根拠を与えるのである。これによって実践理性は、普遍的人権あるいは特定社会の具体的倫理のレベルから、討議規則や論証形式のレベルへと退く。そしてそれらの規則および形式は、その規範的内容を了解志向の行為の

妥当基盤、さらに最終的には言語コミュニケーションの構造から借りているのである。

(Habermas[1997 :285f=2004 :278])

言うまでもなく、妥協形成と倫理的討議ではその目的・枠組み・合意の次元が異なり、両者を直接に融合することはできない。しかし討議理論は、市民の意見形成・意志形成が行なわれる政治的コミュニケーションについて、協議内容の意味論ではなく、むしろその語用論的な構造に着目する。二つの異なる政治モデルは、ともに言語を媒介とするコミュニケーションによって構造化されている点で共約可能(commensurable)である。こうして語用論の観点から媒介項を見出すことで、ハーバーマスは戦略的な妥協形成を担う審議や倫理的自己理解を形成する討議に加えて、さらに不偏不党な合意を導出する正義の討議までも包含する協議的政治のモデルを提示する。それは、政治プロセスを構成するコミュニケーションというメタレベルに注目することによって、政治的なるものの位相をコミュニケーション論的に転回することを意味していた。

なるほどこの協議的政治モデルでは、私的利害間の妥協を形成する審議・人々の自己理解を形成する倫理的討議・さらに道徳的観点のもとで合意の不偏不党性を保証する正義の討議などのあいだに、言語コミュニケーションを用いる点で内的連関が見出される。つまり、異なる様式をとっている諸々の政治も、それぞれコミュニケーションを通じて遂行されているという基礎構造では共通しているのである。このため、妥協形成であれ、倫理的自己実現であれ、あるいは普遍的な道徳の履行であれ、理性的な政治の条件は、それを支えるコミュニケーションの合理性に依拠する。それゆえ、討議理論における民主制のモデルは、政治的討議の手続きに志向していくことになる。「私が提案したい第三

の民主制モデルは、まさにそのコミュニケーションの諸条件(die Kommunikationsbedingungen)を目指すものであり、その条件に従えば、政治プロセスは全範囲にわたって協議の様式をとるので、理性的結果を生み出すと推定されるものとなる³²⁾。こうして協議的政治の観点から転回された民主制の構想では、市民たちが政治的な意見形成・意志形成を行なうコミュニケーションの手続きの理性性によって、政治プロセスの規範的性格が保証されるのであった。

討議や交渉が——討議的に基礎づけられた手続きに基づく公正さを備え——理性的政治的意志を形成することができる場となる場合にのみ、丹念なコミュニケーション的調整によって、最終的に民主的手続きを根拠とする理性性の推定が成り立つはずである。すなわちこの推定の成立の可否は、正統な立法に不可欠のコミュニケーション形式を法制化する条件にかかっている。

(Habermas[1997 :300=2004 :293])

かねてよりハーバーマスが展開してきたディスクール倫理学では³³⁾、「規制は、関係者全員が合理的討議への参加者として同意しうるであろう場合にのみ正統性を主張しうる³⁴⁾」。政治的決定が規範的拘束力をもつためには、それは少なくとも非党派的な合理性をもっているとみなされねばならない。絶対的な価値基準を喪失した近代社会において、暴力によらずして規範が遵守されるためには、実践的討議のかたちをとるコミュニケーション的調整が不可欠であり、その不偏不党性は党派的立場をとる各々の行為者から中立的な手続きの法制化によって担保される必要があった³⁵⁾。

もちろん民主的手続きを経て政治的討議から導き出される合意や決定でも、あくまで近代の可謬主義の前提のもとにある。ここでハーバーマスは、ジョン・デューイ(John Dewey, 1859-

1952) が「多数派が多数派となりうる手段」を強調したことに注意をうながす。すなわち、議決に先立つ議論や少数派の意見に配慮した修正、それぞれの論拠を持ちよることによる論証や説得などのコミュニケーションの遂行こそ、誤ることもあり得る民主的決定の正統性を担保し、異なる人々の理性的な統合を可能にするのである。「意見形成・意志形成の討議的構造は、その結論が理性的性質をもつという期待を与えることができるからこそ社会統合の機能を発揮するのであり、協議的政治はこのような討議構造から社会統合の力を得るのである³⁶⁾」。こうして彼は、可謬主義の上にたつ討議に、世俗的社会で他者同士が暴力を放棄し、共同生活を営みながらなおかつ他者であり続けることを可能にする連帯の唯一の源泉を見出したのであった³⁷⁾。

このようにハーバーマスにとって、今日の多文化社会における政治プロセスの意義は、それを私利私欲の取引に還元する自由主義モデルによっても、また共通善を志向する国家市民の徳に依拠する共和主義モデルによっても汲み尽くされはしない。むしろ人々の多様な自己理解に対して中立的な民主的手続きを志向する協議民主制 (deliberative Demokratie) のモデルこそ、政治的コミュニケーション・プロセスに埋め込まれている規範的ポテンシャルを展開させる。

「討議理論的な構想は、特になじんだ政治文化の自己理解に対して、つまり現存している制度や妥当している法制度に対して、そのなかに含まれている自己変革のポテンシャルを汲み尽くすという目的で、批判を関連づけることを可能とするものなのである³⁸⁾」。個々の利害・権力闘争から、特殊な倫理的自己実現、さらには普遍的な道徳的判断にいたるまで、〈政治〉はさまざまな様相を示す。だがハーバーマスは、政治をめぐる意味論から語用論のレベルに視点を転換することで、「政治的なるもの」の基盤にコミュ

ニケーション論的構造を見出してきた。かくして、コミュニケーション論的に転回された民主制の概念は、異なる世界観を抱く人々がいかに共同意志を形成しうるかを、民主的立法手続きの理性性によって説明するのである³⁹⁾。

(4) 合法性と正統性のパラドクス

もちろんこうした理性的立法手続きが、現実社会のなかで具現化し、定着するためには、法治国家による法制化が必要なことは言うまでもないだろう。近代の実定法の正統性は、「法の起草者と受け手の一致」というかたちで、人々の自律性を保証するところから汲みだされる。それゆえ今日の実定法は、法規範の内容からではなく、むしろそれを制定する民主的立法手続きによって正統化されねばならない。

国家による制裁という脅威に裏打ちされた法規範が政治的立法者の変更可能な決定から生まれるという事情は、そのように設定される法はすべての法人格の自律を平等に保証しなければならないという、法の正統性の要求と結びついている。さらにまた、この正統性の要求は立法の民主的手続きによって満たされなければならない。このように、一方では実定法の強制的性格と可変性との間に概念的つながりが確立され、他方で立法に正統性を付与する方法と強制的性格との間につながりが確立される。法理論と民主制論の間には、歴史的 - 偶然的つながりだけでなく、規範の見地から、概念的あるいは内的なつながりがうまれるのである。

… (中略) …国家による法の貫徹という事実、法が妥当であることによっているものであり、また法が妥当であるのは、その立法手続きが自由の保証という要求を満たす合理的なものであり、法を正統化する力をもつからなのである。

(Habermas[1997 :287f=2004 :288f])

なるほどハーバーマスによれば、近代の実定法は、ある種の二面性を示してきた。一方で、それは人々の自由に賦課される強制として現れる。だが同時に他方で、人々はそれを自ら変更しうる可変的規制ともみなしてもいる⁴⁰。言い換えればそこでは、実定法はその名宛人に二つの態度の選択を委ねる。人々が法を遵守しているとき、彼・彼女らは法に違反した場合の懲罰的な帰結を戦略的に計算しているか、あるいは法規範を妥当な規制と判断して尊重する。法の遵守の根拠としてこのいずれを選ぶかは、法の受け手自身に任されているのである⁴¹。

まさにこのために、法規範の妥当性は国家がこうした強制性と可変性とを同時に保障することで維持される。「つまり国家は、一方で緊急の場合には制裁による強制をとまなう明確な規範遵守のために配慮をおこない、また他方で規範がいかなるときも制定法に対する尊重に基づいて遵守されうるように、規範それ自身の正統的な成立のための制度的諸前提を保証するのである⁴²」。ハーバーマスから見れば、近代法がもつこの「ヤヌスの双面⁴³」は、包括的世界像と集合的拘束力をもつ倫理が解体した近代社会の状況に対応している。もはや、いかなる形而上学的階層秩序も維持されない以上、日常実践から超越した上位規範から正統性を汲みだすことはできなかった。

なるほど、手続き主義をとる協議民主制の規範的意義は、かつて包括的世界像の崩壊という事態を強烈に意識していたカール・シュミットの民主制理解と対比するときにいっそう明らかであろう。ヴァイマル共和国において、シュミットは「主権者は最高の立法者であると同時に最高の裁判官であり、また最高の命令権者であり、合法性の最終的源泉 (letzte Legalitätsquelle) であり、正統性の最終的根拠 (letzte

Legitimitätsgrundlage) である⁴⁴」と述べた。近代社会においてもはや主権者の意志以外に政治的決断の根拠を見出しえないと考えたとき、彼はそれがたとえ無内容であれ、人々が抱く実存的意志に合法性の源泉を見出そうとした。「民衆の命ずるところが法律である *lex est quod populus iudet.*⁴⁵」と喝破することによって、シュミットは法規範の正統性を他者との関係性から切り離し、政治的—法的決定を無から生ずるものとみなすことになる⁴⁶。

だがこれと比べるならば、協議民主制の構想は法規範の正統性に実存的決断とはまったく異なる源泉を見出す。コミュニケーション論的転回のもとで構想され、手続き主義的な政治理解を示すこのモデルでは、実定法の正統性は討議を通じて人々の自由を保証する民主的立法手続きから引き出される。「正統性の唯一のポスト形而上学的な源泉をなすのは、明らかに法産出の民主的手続きである⁴⁷」。ハーバーマスによれば、この民主的手続きは、主題・発言・情報と根拠の自由なやりとりを可能にし、政治的意志形成に討議的性格をもたらしている。政治的討議の結論が適正な手続きを満たして導出されるならば、それは相当程度理性的であるという可謬主義的推定を受けることができるのである。

こうして、民主的法治国家において理性的な討議手続きが法制化されているとき、法規範の正統性は立法手続きの合法性から生じることになる。

根拠づけの義務をとまなう実定法の形式で行使される支配は、正統性というものを、法の形式的性格が有する暗黙の道徳的内実からつねに手に入れるのである。しかし法の形式主義は、特定の意味論的指標と具体主義的に結合するものであってはならない。正統化の力をもつのはむしろ、根拠づけの要求と論証的にそれを承認するための経路

を制度化する手続き (Verfahren) なのである。(Habermas[1986 :592=2003 : 下 206]) 宗教や形而上学に基づく集合的確信を喪失した近代社会において、法の正統性を自己言及的な意志のニヒリズム以外のところに求めるとき、ハーバーマスは個別的・具体的意味内容から距離をとった形式的な手続きの合理性にその基盤を見出そうとする。合法的な手続きに従って合意された法規範のみが正統性をもつという事態は、言い換えれば、党派的でもありうる主権者の正統性から合法性が発生するのではなく、むしろ逆に中立的な合法性によってはじめて法の正統性が基礎づけられるというパラドクスを示していた。

このため彼は、党派的な関係者たちから中立的な手続きを、法制化というかたちで実現する民主的法治国家を高く評価することになる。

つまり民主的法治国家は、政治的なるものをはるかに超えた生活世界の合理化の成果であると同時に、そうした合理化を促す触媒でもある。このプロジェクトの唯一の内容は、理性的な集合的意志形成の手続きを漸次的に改良しつつ制度化することである。それは関係者の具体的目標によって毀損されることのありえない制度化である。

(Habermas[1988 :629=2003 : 下 269])

民主的法治国家のプロジェクトのもとでは、法規範の正統性はそれを産出する立法手続きの合理性によって担保される。つまり民主的手続きが法的に制度化されているかぎり、法の正統性は合法性から引き出される。手続き主義をとる協議民主制のモデルは、正統的な法が純然たる合法性から生じるといふこのパラドクスのもとで、民主的手続き以外のいかなる超越的な権威にも拠らずに法規範の正統性を導出してくる⁴⁸。こうして民主制のコミュニケーション論的転回は、法制化された理性的討議の手続きを準拠点

に指定することによって、近代の政治理論の多くが陥った主権主体の決断主義、すなわち自己言及的な意志のトートロジーから脱出しているのである。

(5) 流動化する主権

このように、民主制の概念をコミュニケーション論的に転回するとき、ハーバーマスは市場をモデルとする自由主義よりは強く、また倫理的対話をモデルとする共和主義よりは弱い規範的性格を民主制に見出している⁴⁹。実定化された法秩序の正統性は、もはや個別的・具体的であるがゆえに党派的となってしまう個人や共同体の意志からは基礎づけられない。民主的法治国家では、法規範の正統性は理性的討議の手続きが示す形式的な合理性に依拠し、そこに、法規範の正統性根拠が法制化された民主的立法手続きの合法性から引き出されるというパラドクスが生じていた。

なるほどここでは、諸個人がもつ普遍的人権や特定の共同体の具体的人倫に基づいて構想されてきた実践理性もこれまでとはまったく異なる位置づけを与えられ、いわば手続きの合理性のレベルへと後退する。つまり実践理性に見出されてきた規範性は、マイクロないしマクロ主体の主観的意識というレベルから、相互主観性を構成する討議規則と論証形式という手続きのレベルへと移管されるのである⁵⁰。こうして討議理論は、近代に政治的な諸理念を基礎づけてきた主観哲学の自己言及性を独特の仕方で迂回することになる。

むしろ討議理論は、法治国家の基本権と原理を、民主的手続きの高い要求をもつコミュニケーションの前提条件をどのように制度化しうるかという問いへの一貫した回答として捉える。討議理論は協議的政治の実現を、集団的行為能力を持つ市民層に頼る

のではなく、それにふさわしい手続きの制度化に託す。もはや討議理論は、目的志向で行為する主体の総体と想定され、さらに国家の中心とされる社会全体という概念を用いない。かといって、それは市場流通モデルに従って、権力および利害の調整を自動的な規制に任せる憲法規範体系のうちに社会全体を置くこともない。その意味では、討議理論は意識哲学的な思考全般に別れを告げるのである。

(Habermas[1997 :287f=2004 :280])

ここでハーバーマスが、もはや集团的行為能力を持つ市民の主体的関与にではなく、むしろ手続きの制度化に理論的重心をおいていることは注目に値する⁵¹。たしかに討議理論と対比するならば、共和主義モデルも自由主義モデルも、マクロないしミクロ主体の主観的意識に規範性の根拠を見出している点では同じ構造をもつ。「意識哲学的思考は、市民による自己決定の実践を、一つの総体としての社会的主体に帰するか、あるいは競合する個々の具体的主体に対する法による匿名支配に結び付けがちである⁵²」。多様な価値判断を許さないまでに一体化された共同体にしる、それぞれの私利利害関心に基づいてばらばらに行為する私人にせよ、従来の政治理解では規範性の源泉は一元化された主観的意識に求められていた。かつてヴァイマル共和国において、カール・シュミットやヘルマン・ヘラーの国家論が、それぞれ異なる経路を経ながらも、なお最終的には国家主権の絶対化にたどり着いたことは決して偶然ではない。ネグリとハートも主張するように、ひとつの社会全体というマクロレベルであれ、あるいはひとりの個人というミクロレベルであれ、主体の意識の自明性に立脚する主観哲学のもとでは、人民の自己決定を表す主権の概念も一元的な決断に帰着してしまうのである⁵³。

それゆえハーバーマスが遂行してきたコミュニケーション論的転回によって、こうした主観哲学の隘路が迂回されることは、政治理論上大きな意義をもつ。もちろん、理性的討議の手続きを民主的な立法プロセスに制度化する協議的民主制でも、決して機械的に法の規範的性格が生み出されるわけではない。「それは手続きにより規制された審議と議決という道を自己満足的に進んでいくものではない⁵⁴」が、そこに見出される規範性は、制度化され組織された意志形成 (Willensbildung) と非公式に営まれる意見形成 (Meinungsbildung) との連携のもとで構築される。

…討議理論は了解のプロセスに関して、より高次の相互主観性を考慮している。この了解プロセスは、一方で議会の制度化された協議形式のうちで、他方で政治的公共圏のコミュニケーションネットのうちで遂行される。後者の主体なきコミュニケーションは、社会全体にとって重要なテーマや規制が必要な問題について、政策決定を目指す議会の内外で、多かれ少なかれ合理的な意見形成・意志形成が行なわれる場を作り出す。そこで非公式な意見形成は、制度化された選択決定や立法府の議決に影響を与え、そうして生まれるコミュニケーション的権力は、行政上の執行力をもつ権力へと変換される。

(Habermas[1997 :288=2004 :281])

ここでハーバーマスは、人民の政治的意見形成・意志形成に、シュミットやヘラーとはまったく異なる位置づけを与えている。かつて、民主制の本質を何よりも人民の同質性に見出していたシュミットは、制度化された議会での討議や統計的装置としての選挙よりも、むしろ議会外で喝采を通じて表現される人民の意志を称揚し、その結果、大衆に支持された独裁を推奨す

ることになった。他方、こうした独裁を批判したヘラーは、社会学的に観察された数多性を政治的意志の統一性へと媒介するメカニズムとして、複数政党制のもとで営まれる議会制を擁護した。だがこれらの見解に対して討議理論では、制度化された議会内での協議とそれを外部で取り巻く政治的公共圏のコミュニケーションネットワークの双方が連結される。すなわち、主観的な意識哲学の枠組みを放棄した協議民主制のモデルは、国家の公式な議決のかたちをとる意志形成と、社会の非公式的な世論のかたちをとる意見形成とを、言語的コミュニケーションの観点から媒介するのである。

さらにこの協議民主制の概念は、法共同体の全体性について従来とは異なる解釈を可能にする。ここでハーバーマスは、主権者である市民層から国家と社会の全体性を構成する共和主義的想定とも、あるいはそれを私人たちの自由な活動を形式的に保証する憲法から構想する自由主義的想定とも異なる社会像を描く。すなわち彼は、コミュニケーション的に構造化されている社会を脱中心化社会 (eine dezentrierte Gesellschaft) としてイメージするのである。

両見解とは異なって、民主制の討議概念に対応するのは脱中心化社会のイメージである。その社会では、もちろん政治的公共圏が社会全体に関わる問題の探知・確認・処理のための場となる。もしも主観哲学的な概念形成を放棄してしまえば、主権を具体的な人民に集中させる必要もないし、憲法上の諸権威という匿名性のうちに追いやる必要もないのである。自己自身を組織化してゆく法共同体の自己 (das Selbst) は、主体なきコミュニケーション形式のうちに後退する。このコミュニケーション形式は、可謬的な結論が理性性の推定を受けられるように、討議的意見形成・意志形成の流れ

を整えるのである。

(Habermas[1997 :291=2004 :283])

こうして、コミュニケーション論的転回のもとで達成される主観哲学の放棄は、これまで人民の主観的意志に強く係留されてきた主権概念を主体中心主義から解放する。つまり人民主権の概念は、国民の主観的決定ではなく、むしろ主体なきコミュニケーションの流れに再定位されるのである。それは協議民主制のもとでは、人民主権を基礎づけるような、いかなる前政治的に保証された国民の同質性もはや必要ないことを意味していた。

それゆえハーバーマスにとって、複合社会における人民主権は、従来の民主制論のように素朴に実体化することはできない。むしろ、多元的な世界観が人々に抱かれているとき、人民主権の概念は政治的意見形成と意志形成の流れのなかに分散化され、その手続きのなかでいわば流動化される。

完全に分散化された主権が具体化されるのは、連帯する構成員の頭のなかにおいてではなく——そもそも具体化ということ語りうるとすればだが——主体なきコミュニケーション形式においてのことである。このコミュニケーション形式は、可謬的結論が実践理性の推定をそれ自体としてもつように、討議による意見形成・意志形成の流れを規制する。匿名化され、相互主観的に解体された主体なき人民主権 (eine subjektlos und anonym gewordene, intersubjektivistisch aufgelöste Volkssouveränität) というものは、民主的手続き、そしてこの手続きを実施する高度なコミュニケーション的前提へと取り込まれる。そうした人民主権は、法治国家的に制度化された意志形成と文化的に動員される公共圏との把握困難な相互行為として、より適

切に捉えなおされる。コミュニケーション的に流動化された主権 (die kommunikativ verflüssigte Souveränität) は、自律的公共圏に由来する公共的討議の権力としてその真価を発揮する。

(Habermas [1988 : 626 = 2003 : 下 266])
社会的あるいは世界観的な多元主義を前提とする現代では、もはや主権概念を一つの自己充足的なマクロ主体の属性へと還元することはできない。ハーバーマスが政治プロセスにおけるコミュニケーションの重要性に着目するとき、主権の概念は政治的意見形成と意志形成が行なわれるコミュニケーションの手続きのなかに融解する。人々の公的自律を表象する人民主権の正統性は、いまや議会の内外で多種多様な人々が自律的に行なう公共的討議から導き出される。今日、主権の想定が正統化されるとすれば、それはもはや「想像の共同体」の主観的決断ではなく、可謬主義の上にたち、不安定でもありうるコミュニケーションのネットワークに係留されるのである。

もちろんこのことは、フランス革命以来、政治的自由が自己決定と自己実現を行なう主体の自由として把握されてきたことを無視するものではない。ハーバーマスによれば、「自律と自己実現とは、その目的、つまり人間の尊厳に適った生活の生産と再生産を内包する実践のための鍵概念である⁵⁵⁾」。この意味では、協議的政治においても人々の自律性と自己実現は政治の主要な目的であり続ける。だが同時に、複合社会ですべての市民の平等な政治参加を確保しようとするとき、もはや人々の自律性と自己実現を国家的に組織されたマクロ主体に還元するだけでは不十分であろう。まさにここにおいて、ハーバーマスは近代に主権の担い手として想定されてきた「人民 das Volk」という政治主体の存在論を次のように否認する。

政治的意志形成へのすべての市民の平等な参加を法治国家的に制度化することへの困難な道のりのなかで、人民主権概念そのものに内在する諸々の矛盾が顕在化した。すべての国家的組織化を行なう権力が前提とする人民というものは、意志と意識を備えた主体などではない。それは複数形でのみ出現するのであり、単数の人民としては決定能力であれ行為能力であれ持っていないのである。

(Habermas [1988 : 607 = 2003 : 下 247])
こうして民主制の概念をコミュニケーション論的に転回したハーバーマスは、従来までの民主制をめぐる理論に新たな一ページを付け加えている。今日、世界観の多元化を真剣に受け止めるならば、そこではもはや単数形の人民概念は維持されえない。協議民主制のもとでは、近代に自明視されてきた、それ自体として主観的意識を持ち、包括的な決定能力と行為能力をもつ人民主体は、複合社会のコミュニケーションのなかに融解してしまうのであった。

なるほど、すでにその国家学において社会学的观点から人民の数多性を認めていたヘラーでさえ、国家主権を定義するにあたっては意志統一の存在を想定する誘惑から逃れることはできなかった。だが、人々の政治的自由を自律的公共圏の成立に結びつけるハーバーマスは、そうした集合的表象を社会のコミュニケーションの網の目のなかに解消する。こうして彼の協議的政治モデルは、近代の政治理論の多くが陥ってきた主観哲学の隘路を迂回し、人民主権をコミュニケーション的に営まれる民主的立法手続きのなかに流動化することによって、主権概念の絶対化をも回避したのであった。

むすび 一主権と人権の宥和にむけて一

以上、本稿では、政治的—法的決定において

倫理的自己理解が不可避に浸透することを確認した上で、自由主義と共和主義の二つの政治モデルの特性を明らかにしてきた。さらにここでは、両者をコミュニケーション論の観点から止揚するハーバーマスの協議的政治モデルの論理とその帰結も検証した。もちろん、このような主体中心主義からの脱却は、今日なお人々の抑圧からの解放が重要な政治的プロジェクトであることを否定するものではない。だが近代において、人々の公的自律性を表現する人民主権の原理と、私的自律性を担保する人権の保証とはしばしば深刻な緊張関係を示している。一方で、規範的には市民たちに自己立法の象徴として受けとられる人民主権 (die Volkssouveränität) の原理は、国家市民の公共的自律を守るコミュニケーション権と参政権に表現される。他方で、市民たちの人権の享受というかたちをとる法の支配 (Herrschaft der Gesetze) は、社会の構成員たちの私的自律性を基本権を通じて保証する。政治哲学の伝統においては、この両者に「古代人の自由」と「近代人の自由」が割り当てられ、一方に法の起草者としての市民による自己組織化、他方に法の受け手としての市民による基本権の享受が対置されてきたことは否めない⁵⁶。今日もなお、権威主義体制からの民主化の途上にある多くの国々では、国家の主権と個々人の人権とは、しばしば衝突するものと見なされている。

だが協議民主制の観点から見ると、こうした人民主権と人権との対置は、政治的—法的自律性の実現を目指すという両者の等根源性を見誤らせるものである。市民の主体的権利を担保する人権と、同じく市民の自己決定権を実現する人民主権は、どちらかが優先権を主張するものではない。むしろ、この私的自律性と公的自律性とは、民主的な立法手続きのなかで次のように互いを前提としている。

自らが制定する法が正統か否かを市民が討議原理に照らして評価するためのコミュニケーション的前提条件が、市民の側で——政治的市民権として——制度化されるべきならば、法のコードがそのための条件として使用できなければならない。しかしまたこの法的基盤整備のためには、主体的権利の担い手としての法人格の地位が作られる必要がある。その場合、法人格は自由意志によって法仲間の連合に属し、しかも必要に応じて権利請求を効果的に行なえなければならない。およそ法人格の私的自律なくしては、いかなる法もあり得ない。したがって、もし市民の私的自律を保証する基本権がないなら、市民が国家市民として自らの公的自律を使用しうる条件を法制化するいかなる手段もないことになる。

(Habermas[1997 :301=2004 :294])

なるほど、自己立法に象徴される国家市民の公的自律は、私人に平等に保証された私的自律が保たれているときにのみ使用可能である。また逆に、市民が互いに私的自律を規制するときには、国家市民としての公的自律を用いなければならない。こうして積極的自由を行使する国家市民の人民主権と消極的自由を享受する私人の基本権とは、互いに依存しあっている。

このため、国家の法規範は、すべての法人格の自律性を保証するときにはじめて正統化されることになる。「法秩序は、すべての市民の自律を平等に保護する限りで正統である。すべての市民は、法の受け手であると同時に法の起草者として理解されうる限りで、自律的である⁵⁷」。このようにハーバーマスが述べる時、法秩序には、市民の私的自律を平等に保護する役割が課されるが、この私的自律はまさにこの法秩序をつくりだす立法への関与という公的自律を通じて守られる。つまり、人権は市民の自己

決定の実践を可能にし、またそこに生じる市民の自己立法こそが人権を保証する。民主的法治国家の立法手続きに組み込まれているこの相互依存的な循環構造は、人権と人民主権、私的自律と公的自律の相補関係を示しているのである。

もちろん、立法の民主的手続きから法規範の正統性が汲みだされるとき、近代の実定法には道徳とは異なる役割が期待されていることは、あらためて振返っておく必要があるだろう。道徳規範は、全ての自然的人間に訴えかけるものであり、近代においては個人の良心にその所在が見出されてきた。これに対して法規範は歴史的・地域的に画定された法共同体の構成員たちの行動に対して拘束力を発揮するのであり、そこでは法に従う内的動機は問われない。

法的規制を必要とする事柄は、道徳的に有意義な事柄よりも狭いと同時に広い。狭いというのは、法的規制が外的すなわち強制されうる行為にしか及ばないからであり、広いというのは、——政治的統治の組織化手段としての——法が個人間の紛争の規制だけでなく、政治的目標設定やプログラムの遂行に関わるからである。その点で法的規制は、狭い意味での道徳上の問題だけではなく、対立する利害関心の妥協形成のために、実用的—倫理的問題にも及ぶ。さらに道徳的命令に明確に規定された規範的妥当要求とは異なり、法規範の正統性の要求はさまざまな種類の根拠に基づいている。

立法内容の正統化には、——道徳的討議だけでなく——複合的にネットワーク化した討議や交渉が必要なのである。

(Habermas[1997 :296=2004 :289f])

民主的法治国家において、人々の公的ならびに私的自律性を保証すると同時に実現もする法媒体には、二つの役割が見出されている。一方で、法は人々の行為を外面的にのみ強制する。つま

り法は、人々の行動を規制することはできてもその内面に抱かれる動機づけを変更することはできない。基本権が保護されるとき、人々の世界観や規範意識は不可侵のものであり、法によって直接制御することはできなかった。また他方、法は人々が自ら選び取る政治的目標設定を表現し、政治的統治の組織化の手段ともなる。このとき法規範には、人々の倫理的自己理解が反映される。この意味で法規範は、現実の社会のなかで展開される実用的—倫理的問題と具体的に関係するのである⁸⁸。

もっとも社会的・文化的な多元主義が形成される現代においては、政治統合と倫理的統合は一定の距離をおかなければならない。言い換えればそこでは、法規範によって遂行される文化的保護は限定的な実効性を持つに過ぎない。

近代社会の加速度的変化は、すべての固定的生活様式を粉砕していく。その中において諸文化は、批判と分離によって自己変容の力を引き出す場合にのみ、生き長らえることができる。法的保証は、ただ各人が自らの文化的環境の中で自己変容の力を再生する可能性を持ち続ける場合にのみ、実効性をもつ。そしてその自己変容の力は、外部からの隔離ではなく、外部との交流によってしか生まれないのである… (中略) …近代では硬直した生活様式はエントロピーに従わざるを得ない。

(Habermas[1997 :260f=2004 :254])

その変化の速度をますます加速させていく近代社会において、それぞれの特異な生活様式は変化の波にさらされ続ける。さまざまな文化的伝統がこの波のなかでその命脈を保つとすれば、それは自己の文化を不断に見直し、外部との交流のなかでそれを変容させていくことができるときだけであった⁸⁹。

ここにおいて、文化的多様性の管理は、もは

や国家によって温情主義的に達成されるべきものではない。それは、政治的意見形成・意志形成というコミュニケーション経路を通じて、民主的法治国家に自己理解を織り込んでいくプロジェクトとして把握される。人々の倫理的自己理解は、自らを普遍主義的な合理性の観点のもとで反省し、必要に応じてそれを変化させるだけの活力を保つときにのみ、近代化が生み出す社会の複合化傾向いわば社会的エントロピーの増大に対応することができるのである。

なるほど、戦間期のポーランドに生まれ、戦後にも続いた反ユダヤ主義を避けてイスラエル、カナダ、アメリカ合衆国、オーストラリア、イギリスへと移り住みながら、独自の政治的思考を展開してきたジグムント・バウマンは、その著書『政治の発見 (In Search of Politics, 1999)』のむすびで、コミュニケーションと普遍主義さらには差異との関係を次のように述べている。

すでに共有されている意味や合意されている解釈に頼ることなく、有効なコミュニケーションを行おうとするこの一般的な能力には、普遍主義の可能性が付与されている。普遍主義は差異の敵ではない。すなわち普遍主義は、「文化的同質性」を必要としないし、「文化的純粋性」や、特に、あのイデオロギー的用語が言及しているような実践を必要としない。普遍主義の追求は、文化的多価の推進や文化的コンセンサスに達するための圧力を伴わない。普遍主義はまさしく、意思疎通を行い、相互理解に達するための人類共通の能力である。——繰り返すが、「自分らしく生きる」という意味において、しかし、また、別個に自分らしく生きようとしている他の人々——自分らしく生きる権利をもっている——に直面しても自分らしく生きるという意味において。

主権の共同体あるいは準主権の共同体の

枠を超えて広がってゆくこのような普遍性は、主権国家あるいは準主権国家の枠を超えて広がっていく共和制の必要十分条件である。(Bauman [1999=2002:293f])

ハーバーマスが政治的なるものの多面性にコミュニケーション論の観点から新たな光をあてる時、そこにはまさにバウマンが述べたような普遍主義が強く刻印されている。協議的政治のモデルのもとで構想された民主制は、もはやア・プリオリに固定された民族的同種性や文化的同質性によって基礎づけられてはいない。むしろそこでは、「自分らしく生きる」という意味での政治的一法的自律性が、理性的立法手続きに組み込まれたコミュニケーションを通じて普遍主義へと媒介されている。他でもなくこの意味において、民主制の概念をコミュニケーション論的に転回するハーバーマスの政治哲学は、グローバリゼーションの時代に求められる新たな民主主義のビジョンを示してくれるのである。

注

¹ 講演内容については、外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/free_pros/index.html を参照。

² 1946年 米国ミズーリ州フルトンでの演説。

³ Linz and Stepan[1996=2005:21-43]

⁴ Linz and Stepan[1996=2005:44-89]

⁵ Linz and Stepan[1996=2005:63]

⁶ Linz and Stepan[1996=2005:44-89] ただし彼らは、一五世紀に遡る近代国家の誕生と一八世紀以降に生じた近代的国民概念・ナショナリズムの発生をはっきりと区別している。彼らによれば、国民は、心理的一体感に由来する以外には、国家に匹敵する組織を持たず、人々を服従させるための源泉を独自には持つことはない。ただ国家のみが拘束力のある方法で国民的目標を実現する源泉をもつのである。

⁷ 拙稿 [2006] を参照。

⁸ ハーバーマスは「倫理的問い」と「道徳的問い」を次のように区別している。「法理論の観点からは、多

文化主義は第一に法秩序と政治の倫理的中立性に問いを投げかける。この問題を扱う際に私は、善き生活あるいは誤っていない生活の構想に関わるすべての問いを『倫理的 ethisch』と呼ぶ。倫理的問いは、『すべての人にとって等しく善い』かどうかを問題とする『道徳的 moralisch』観点から判定されるものではない。倫理的問いへの公正な判定は、むしろ強力な価値評価を土台にしているものであり、特定集団の自己理解と将来を見据えた生活構想、したがってすべてに関して、その集団の観点から『われわれにとって善い』のは何かを基準に決定される。倫理的問いは、文法的に一人称で言及され、集団（あるいは個人）のアイデンティティとの関連において記述されるものなのである」（Habermas[1997:252=2004:246]）

⁹ この点でハーバーマスは、法と道徳を区別しながらその間に相補関係を見出している。「社会的空間や歴史的時間に制約されない道徳的宇宙は、各自に固有の複雑な生活史を生きるすべての自然人間へと及び、また道徳自体は完全に個別化した個人々の不可侵性の保護にまで及ぶ。それに対し、そのつど空間的・時間的に制約されている法社会は、主体的権利の担い手という人工的地位を占める構成員の不可侵性を保護するのである。したがって、法と道徳の間に成立するのは、従属関係というよりは相補関係である。」Habermas[1997:296=2004:289f]

¹⁰ Habermas[1997:253f=2004:248]

¹¹ ヘルマン・ヘラーの国家観に関しては、拙稿[2004b]を参照。

¹² Habermas[1997:255=2004:249]

¹³ Habermas[1997:277=2004:270]

¹⁴ こうした公（public）と私（private）の二分法は、Habermas[1981Bd1/Bd2=1985-1987]でも前提とされていた。この点から見ると、ハーバーマスの政治理解は、『コミュニケーション的行為の理論』（1981）における自由主義に近い立場から、『事実性と妥当』（1992）に示された共和主義に近い立場へと重心を移行させてきている。なお、Geuss[2001=2004]は、こうした公私のパラダイムの歴史的形成過程を検討している。

¹⁵ Habermas[1997:278f=2004:271f]

¹⁶ Habermas[1997:280=2004:273]

¹⁷ Locke[1690=1968]

¹⁸ Habermas[1997:280=2004:272]

¹⁹ Habermas[1997:277f=2004:271]

²⁰ 「国家権力の階層的規制機構と市場の脱中心化した規制機構と並んで、すなわち行政権力と自己利益と並んで、連帯が社会統合の第三の源泉（eine dritte Quelle der gesellschaftlichen Integration）として登場すること

になる。」Habermas[1997:278=2004:271]

²¹ Rousseau[1762, 1915=1954]

²² Habermas[1997:279=2004:272]

²³ Habermas[1997:281=2004:274]

²⁴ 法の効力の源泉については、D'entrèves[1951=2006]およびHart[1961=1976]を参照。

²⁵ Habermas[1997:280=2004:273]

²⁶ Habermas[1997:279=2004:272]

²⁷ Hegel[1821=1986]

²⁸ Habermas[1997:280=2004:273]

²⁹ Habermas[1997:282=2004:274f]

³⁰ ハーバーマスが提示した協議民主制（deliberative democracy）モデルをめぐることは、これまでに多くの論考が発表されている。例えば、『事実性と妥当（Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und demokratischen Rechtsstaats, 1992）』の英訳者であるウィリアム・レーグらが編集したBohman and Rehg[1997]やSchomberg and Baynes[2002]は、『事実性と妥当』のなかで取り扱われている諸概念に直接に焦点をあてている。またGutman and Thompson[2004]は、この協議民主制の概念を検討することによって、Gutman and Thompson[1996]で提示された考察をさらに推し進めている。またFishkin and Laslett(ed.)[2003]では、協議民主制のモデルの可能性と諸問題をより幅広い範囲で検討している。

³¹ Habermas[1997:285=2004:278]

³² Habermas[1997:251=2004:277]

³³ ハーバーマスのディスクール倫理学の詳細に関しては、Habermas[1983=1991]、Habermas[1991]および拙稿[2000]を参照。

³⁴ Habermas[1997:299f=2004:293]

³⁵ 『事実性と妥当』出版に先立って1992年9月にカードーフ・ロー・スクールが開催したシンポジウムにおいて、ハーバーマスは協議的民主制の概念が依拠する手続き主義について次のように答えている。「たしかに手続きとプロセスは自立的なものではなく、自由な政治文化内に埋め込まれているべきであるにせよ、何よりも正統な立法行為の規範的期待と結びついているのは、参加する行為者の法的権限ではなく、コミュニケーション的調整なのである。しかし全員の平等な自律を保証すべき立法のこのようなあり方には、強い規範的内容が含まれている。民主的手続きは、中立的な、つまり非党派的な結果を約束するという意味で合理性の推定を基礎づけるのであり、したがって手続きの合理性は実践的問題を非党派的に規制するものとしての正義を保証するはずのものなのである。」

Habermas[1997:313=2004:304]

³⁶ Habermas[1992 :369=2003 下 :29]

³⁷ Habermas[1992 :374=2003 下 :33]

³⁸ Habermas[1991.2003:159=1992:140]

³⁹ 協議民主制のこうした側面については、Benhabib[1996]、Cohen[1996]が注目している。また差異の政治の観点から、協議民主制の問題を指摘した論考としてYoung[1996]を参照。

⁴⁰ ハーバーマースは、近代法を次のようないくつかの性質から特徴づけている。①形式的であること ②個人主義的であること ③強制法であること ④実定法であること ⑤手続きに従って制定されること ⑥合法的行為を要求するとともに実定法自体が正当でなければならないこと。近代法のもとでは、明示的に禁止されていないことはなんでも許され(①)、個人々が主体的権利に担い手に指定される(②)。また国家公認のもとで強制的に適用され(③)、政治的立法者によって可變的に決定される(④)。さらにそれは、民主的手続きのもとで正統化されるが(⑤)、その適用にあたっては法に従う動機は問題とされない(⑥)。

Habermas[1997 :250=2004 :245]

⁴¹ ハーバーマースによれば、ここには法に固有のアンビヴァレンツが表れている。「法はその受け手と対立すると同時に、受け手に服従を期待しているのである。このことは、法への二種類の対処法のどちらをとるかが、受け手に任されているということでもある。規範をたんに自分たちの自由に対する事実上の制限と考え、法を侵害した場合に生ずる結果を予測し、法に戦略的に対処するか。あるいは遂行的態度において法に従おうとするか。すなわち正統性を主張する一般意志形成の成果に対する尊敬から従おうとするか。この二つの対処法がある。すでにカントは、合法性の概念によってこの二つの契機の結びつきを強調している。この結びつきなしには、法への服従は期待できない。法規範はこの両方の観点から、強制法であると同時に自由の法と考察されうるものでなければならないのである。」

Habermas[1997 :284f=2004 :288]

⁴² Habermas[1992 :661=2003 下 :300]

⁴³ Habermas[1992 :661=2003 下 :300]

⁴⁴ Schmitt[1932 10:=1983 :9]

⁴⁵ Schmitt[1932 10:=1983 :35]

⁴⁶ シュミットの決断主義の構造については、拙稿[2004]を参照。

⁴⁷ Habermas[1992 :661=2003 下 :300]

⁴⁸ ここでは、合法性が民主的正統性によって基礎づけられるというシュミットの把握が逆転されていることは言うまでもない。

⁴⁹ Habermas[1992 :361=2003 下 :22]

⁵⁰ Habermas[1992 :361=2003 下 :22]

⁵¹ 例えば、Lett[1998:91]は、次のようにこのことを説明する。「協議民主制は、人々が達成する最終的な成果から、プロセスの質へと焦点を移行させるのである…(中略)…ハーバーマースは、あらゆる『マクロ主体』という観念を、主体なきコミュニケーションへと置き換えているのである。」

⁵² Habermas[1997 :287f=2004 :288]

⁵³ ネグリとハートによれば、政治理論のすべての伝統が一致する基本原則は、君主であれ、国家であれ、国民であれ、人民であれ、党であれ、ただ『一者』のみによって統治は行なわれなければならないというものである。この点について、彼らは次のように述べている。「同じように、民主制も多数あるいは全員による統治とみなせるが、あくまでそれらの人々が『人民』あるいは同様の単一の主体として統合されていることが条件となる。だがはつきりさせなければならないのは、一者のみが統治できるというこの政治思想の必須条件は、民主制の概念を蝕み否定するものだということである。…(中略)…主権の概念は、政治哲学の伝統を牛耳り、政治的なものすべての基礎となっているが、それは主権がつねに一者による統治を求めるからにはかならない。この伝統の教えるところによれば、一者だけが主権者となることができ、主権者なしには政治はありえない。」(Hardt and Negri [2004=2005下:220 f]) この観点からすれば、ハーバーマースの討議理論は、主権における公的自律性は評価しつつ、その一者性を解体するという両義的な試みに他ならない。

⁵⁴ Habermas[1992 :374=2003 下 :33]

⁵⁵ Habermas[1988:606f=2003: 下 247]

⁵⁶ Habermas[1997 :298=2004 :292]

⁵⁷ Habermas[1997 :251=2004 :245]

⁵⁸ なるほどまさに、法媒体が有するこの強制力の限界と政治的目標設定の可能性は、ハーバーマースにとって文化的多様性と近代の法治国家との関係を説明するものであった。すなわち法媒体を通じて人々を外面的に規制する国家の政治的統合は、諸個人の内面的な自己理解のまわりに構成される倫理的統合とはつきり区別されなくてはならないのである。「個人は善についての多様な構想のまわりにまとまる共同体の構成員としても承認されなければならない。したがって、それぞれ固有の集団的アイデンティティを持った諸集団やサブカルチャーにおける倫理的統合は、すべての国家市民を平等に束ねる抽象的な政治統合のレベルからは切り離されなければならない。」(Habermas[1997 :2004 :254])

⁵⁹ ハーバーマースによれば、圧倒的な近代化圧力への反

動として形成される原理主義的運動は、すでに徹底して近代的な再生運動とみなすことができる。それは復古的手段によって独自の生活世界に再び超越的な安定性を与えようとするが、すでに崩壊した実体性を模倣することができるに過ぎない。この意味で、さまざまな原理主義は、超越的な至高性を自らの手によって取り戻そうとするアイロニカルな試みなのである。(Habermas[1997 :285 =2004 :254])

参考文献

- Bauman, Zygmunt (1999) *In Search of Politics*, Polity Press.(中道寿一訳 .2002.『政治の発見』日本経済評論社.)
- Benhabib, Seyla(ed.)(1996) *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton: Princeton University Press.
- Benhabib, Seyla(1996) “Toward a Deliberative Model of Democratic Legitimacy,” in Benhabib (ed.), *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton: Princeton University Press, pp.67-94.
- Bohman, James and William Rehg (ed.) (1997) *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*, Cambridge: MIT Press.
- Carter, April and Geoffrey Stokes (ed.) (1998) *Liberal Democracy and its Critics: Perspectives in Contemporary Political Thought*, Polity Press.
- Cohen, Joshua(1996) “Procedure and Substance in Deliberative Democracy” in Benhabib (ed.) (1996) *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton: Princeton University Press, pp.95-119.
- D’Entrèves, A.D.P. (1951) *Natural Law, An Introduction to Legal Philosophy*, Hutchinson’s University Library. (久保正幡訳 .2006.『自然法』岩波書店)
- Dryzek, John S. (2000) *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford Univ.Press.
- Fishkin, James S. and Peter Laslett (ed.) (2003) *Debating Deliberative Democracy*, Blackwell Publishing.
- Geuss, Raymond(2001) *Public Goods, Private Goods*, Princeton University Press.(山岡龍一訳 .2004.『公と私の系譜学』岩波書店)
- Gutmann, Amy and Dennis Thompson (1996), *Democracy and Disagreement*, The Belknap Press of Harvard University Press.
- (2004) *Why Deliberative Democracy?*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Habermas, Jürgen (1981) *Theorie des kommunikativen Handelns 2Bd. Band1: Handlungsrationalität und gesellschaftliche Rationalisierung, Band2: Zur Kritik der funktionalistischen Vernunft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.(河上倫逸・徳永恂ほか訳

- .1985-1987.『コミュニケーションの行為の理論
上・中・下』未來社.)
- (1983) *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.
(三島憲一ほか訳.1991.『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店.)
- (1986) “Recht und Moral (Tanner Lectures 1986),” in (1992) *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, ss.541-599. (河上倫逸・耳野健二訳.2003.
「法と道徳」『事実性と妥当：法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 下』未來社 .pp.186-240.)
- (1988) “Volkssoveränität als Verfahren,” in (1992) *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, ss.600-631. (河上倫逸・耳野健二訳.2003.
「手続きとしての民主権」『事実性と妥当：法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 下』未來社 .pp.241-271.)
- (1991) *Erläuterungen zur Diskursethik*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.
- (1991.2003) “Was Theorien leisten können und was nicht” in (2003) *Zeitdiagnosen: Zwölf Essays 1980-2001*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, ss.150-166. (河上倫逸ほか訳.1992.「理論には何が可能で何が可能でないか」『未来としての過去：ハーバーマスは語る』未來社 .pp.126-153)
- (1992) *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (河上倫逸・耳野健二訳.2002, 2003.『事実性と妥当：法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 上下』未來社)
- (1997) *Die Einbeziehung des Anderen; Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- Hardt, Michael and Antonio, Negri (2004) *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire*, Penguin Press. (幾島幸子訳、水島一憲・市田良彦 監修 .2005.『マルチチュード：〈帝国〉時代の戦争と民主主義』日本放送出版会)
- Hart, H.L.A. (1961) *The Concept of Law*, Oxford Univ.Press. (矢崎光圀監訳.1976.『法 の概念』みすず書房)
- Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1821.1986), *Grundlingen der Philosophie des Rechts: G.W.F.Hegel Werke 7*, Suhrkamp: Frankfurt am Main.
- Leet, Martin (1998) “Jürgen Habermas and Deliberative Democracy,” in Carter and Stokes(ed.)(1998) *Liberal Democracy and its Critics: Perspectives in Contemporary Political Thought*, Polity Press, pp.77-97.
- Linz, J. Juan and Alfred Stepan (1996) *Plobrem of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, The Johns Hopkins University Press. (荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳.2005.『民主化の理論：民主主義への移行と定着の課題』一藝社)
- Locke, John (1690) *Two Treatises of Government*. (鶴飼信成訳.1968.『市民政府論』岩波書店)
- Rousseau Jean-Jacques (1762, 1915) *Du Contrat social in The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau, with Introduction and Notes*, by C. E. Vaughan, Cambridge. (桑原武夫・前川貞次郎訳.1954.『社会契約論』岩波書店.)
- Schmitt, Carl (1932) *Legalität und Legitimität*, Berlin:Dunker & Humblot. (田中浩・原田武雄訳.1983.『合法性と正当性』未來社.)
- Schomberg, René and Kenneth Baynes (ed.) (2002) *Discourse and Democracy: Essays on Habermas's Between Facts and Norms*, State University of New York Press.
- 高橋良輔 (2000) 「ディスクルス倫理の可能性と限界：構想の解明・批判的考察・再評価の試み」『青山学院大学国際政経大学院紀要』第11号 .pp.25-91.
- (2004a) 「近代主権概念の基体への問い——ヴァイマル期シュミットの独裁論を題材として——」『青山国際政経大学院紀要』第16号 pp.1-24.
- (2004b) 「ヘルマン・ヘラーにおける政治的なものの概念——“数多性における統一性”の観点から——」『政治思想研究』第4号 pp.163-183.
- (2006) 「文化的多様性と民主的法治国家の正統性——ハーバーマスにおける承認の政治——」『埼玉大学紀要(教養学部)』第42巻(第1号) pp.55-72.
- Young, Iris Marion(1996), “Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy,” in Benhabib (ed.) (1996) *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton: Princeton University Press, pp.120-135.